

提出されたコメントとコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下、「行為規制等府令」とする。)第11条の2第1項で「当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社」という表現がありますが、本条でいう経営管理を行う会社とは金融コングロマリット監督指針で定義されている「経営管理会社」と同等の意味で使われているのでしょうか。また、これに附帯する業務とは具体的に何を指すのか明確にして頂けますでしょうか。</p> | <p>「経営管理」の意味については金融コングロマリット監督指針と特段の差異を設けているわけではなく、本条でいう経営管理を行う会社とは、証券会社の経営を管理する親法人等の会社を指します。</p> <p>また、本条でいう附帯業務とは、経営管理を行う親法人等が、経営管理の目的でグループ会社を代表して継続的に資金調達を行い、子会社等へ貸し付けること、営業用建物などを子会社等へ賃貸することなどを指します。</p> |
| 2 | <p>関連する質問ですので、以下、まとめて質問致します</p> <p>(1) 現在、証券取引法(以下、「法」とする。)第34条第4項の承認を受けた証券会社若しくは証券会社に関する内閣府令(以下、「会社府令」とする。)第25条第13号の業務に関して法第34条第3項の届出をした証券会社又は会社府令第15条第1号及び第3号並びに第18条第1号及び第3号に規定される者(以下、「サービス会社」とする。)からコンピュータ関連業務(システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等をいう。)をグループ内の関連会社へ提供している場合、内部管理業務に「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」を追加する今般の行為規制等府令の改正の後も、このような方法によるコンピュータ関</p> | <p>今回、行為規制等府令第11条の2第3項を改正し、「内部管理に関する業務」に「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」を追加しています。これは、経営管理を行う持株会社等がグループに内在する各種リスクを適切に管理するためには、電子情報処理組織の状況についても適切に管理する必要があるとしていることを踏まえたものです。</p> <p>今回の改正は、各証券会社がこれまでに法第34条第4項の承認を受けて若しくは法第34条第3項の届出をして行っている業務、またはサービス会社がこれまでに行ってきた業務を直接規制、制限することを目的としたものではありませんが、今後各社が当該業務を遂行する過程で、親法人等との間で非公開情報の授受が行われる可能性がある場合には、弊害防止措置の適用除外承認を受けておく必要があることに留意する必要があります。</p> |

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|---|----------------------|
| | <p>連業務の提供はできませんでしょうか。</p> <p>(2) 法第 34 条第 4 項の承認を受けた証券会社（又は会社府令第 25 条第 13 号の業務に関して法第 34 条第 3 項の届出をした証券会社）がグループ内の関連会社にコンピュータ関連業務を提供しています。内閣府令の改正後は「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」につき、法第 45 条ただし書きの承認を得て、グループ内の銀行のコンピュータ関連業務は、内部管理業務として行い、法第 45 条ただし書きの承認の対象とならないグループ内の関連会社（すなわち、証券、銀行、信託銀行、保険、投信投資顧問等以外の業態の会社）へは、従前どおりのコンピュータ関連業務の提供を継続していきたいと思っています。これは、可能でしょうか。</p> <p>(3) コンピュータ関連業務のうち一部を法第 45 条ただし書きの承認を得て、内部管理業務として行い、残りのコンピュータ関連業務は、法第 34 条第 4 項の承認を得た証券会社（若しくは会社府令第 25 条第 13 号の業務に関して法第 34 条第 3 項の届出をした証券会社）またはサービス会社が提供するという方法を取ることはできませんでしょうか。</p> | |
| 3 | <p>内部管理業務に追加された「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」</p> | <p>そのような理解で結構です。</p> |

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>とは、通常、証券会社の情報技術担当部署が取り扱う情報技術関連業務（システム開発、ハードウェア、ソフトウェアの保守管理、データの保管管理、電算処理、情報技術に係るリスク管理等）の全てを含む広い概念と理解してよろしいでしょうか。</p> | |
| 4 | <p>IT業務を第三者に外部委託しており、当該IT業務の管理・監督を専ら行う部門（以下、「IT委託業務管理部門」とする。）を、銀行及びグループ証券会社それぞれに設置している場合、IT委託業務管理部門の行う業務は、内部管理業務に追加された「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」に含まれると理解しますが、正しいでしょうか。</p> | <p>そのような理解で結構です。</p> |
| 5 | <p>内部管理業務として行う「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」に従事する職員が、業務上の必要がある場合、営業部門（例えば、トレーディング・フロア）に常駐し、営業部門の要請に応じて、営業部門の業務の遂行のために必要な電子情報処理組織の開発、技術導入、設定、修復、保守及び管理をすることができますか。</p> | <p>法第45条ただし書きの承認の基準として行為規制等府令に規定しているとおりでありますが、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を行う部門から営業部門に非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられており、かつ当該業務に従事する者の営業部門からの独立性が確保されている等を満たしている必要があると考えます。</p> |
| 6 | <p>既に、内部管理業務に今般追加された「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」の一部をその他の内部管理業務（たとえば、「損失の危険の管理に関する業務」（オペレーティング・リスクの管理））を行う部門の行う業務として法第45条ただし書きの承認を受けて行っている場合には、既に当該承認を受けた当該部</p> | <p>「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」を内部管理業務として行おうとする場合には、原則として、法第45条ただし書きの承認が必要となります。</p> <p>この点について、行為規制等府令第11条の2第1項等を改正し、「内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために」承認を受けようとする場合は、承認を受</p> |

| No. | コメント | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>門の業務内容に変更のない限り、改めて、「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」として弊害防止措置適用除外承認を受ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>けようとする業務について、承認申請書の提出が必要となることを明確化します。</p> <p>ただし、コメントにあるように「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」の一部について、その他の内部管理業務として法第45条ただし書きの承認を既に受けている場合には、当該承認を受けたその他の内部管理業務に含まれる範囲内でのみ「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」を行うことができるものと考えます。</p> |